別表六（十四）　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

国際戦略総合特別区域の名称	1						
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号	
特定国際戦略事業の内容	3						
資産区分	種類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細目	6					
	取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額 (9)－(10)	11					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	(11)のうち(7)が平成28年4月1日前であるものに係る額の合計額	12	円	当期分	当期税額控除可能額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑭」)	22	
	(11)のうち(7)が平成28年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14			当期税額控除額 (21)－(22)	23	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15		前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (20)－(21)	24	
	税額控除限度額の計算 ((12)－(13))×15/100＋(13)×8/100	16			繰越税額控除限度超過額 (30の計)	25	
	((14)－(15))×12/100＋(15)×6/100	17			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((24)と(25)のうち少ない金額)	26	
	税額控除限度額 (16)＋(17)	18			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑬」)	27	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	19			当期繰越税額控除額 (26)－(27)	28	
	当期税額基準額 (19)×20/100	20			法人税額の特別控除額 (23)又は((23)＋(28))	29	

繰越税額控除限度超過額の内訳

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額	当期控除可能額
	30	31
平・・ 平・・	円	円
平・・ 平・・		
計		(26)

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）